



栃木県公報

令和5(2023)年
9月19日(火)
第439号

目 次

告 示

○共同施行等の土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧…………… 723

公 告

○土地改良区役員の退就任…………… 723

告 示

栃木県告示第354号

次の事業主体から申請のあった土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、土地改良事業計画及び規約について審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書及び規約の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第95条第3項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和5(2023)年9月19日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
中谷土地改良事業 共同施行体	中谷地区土地改良 (農業用排水施設)事業共同施行	令和5(2023)年 9月20日から同年 10月18日まで	令和5(2023)年 11月2日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5(2023)年9月19日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
芳賀町 土地改良区	理 事	山本 豊		芳賀郡芳賀町大字上延生1183-2	令 和 4 (2022). 6.12	
	〃		小林 芳晴	〃 〃 〃 72		令 和 5 (2023). 3.17

佐野市 土地改良区	監事	関口 晋一		佐野市船津川町1768	令和5 (2023). 8.18	
--------------	----	-------	--	-------------	------------------------	--

(農地整備課)